

予約相対取引承認要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、徳島市中央卸売市場業務条例（昭和47年徳島市条例第50号。以下「条例」という。）第35条第2項第5号に規定する卸売（以下「予約相対取引」という。）の承認について、必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この要領において「予約相対取引」とは、卸売業者と仲卸業者又は売買参加者との間において、あらかじめ締結した契約に基づいて確保した生鮮食料品等の卸売をすることをいう。

(承認基準)

第3条 市長は、予約相対取引が市場の卸売業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがない場合で、市場の仲卸業者又は売買参加者の買受けを不当に差別することとならないこと、並びに当該物品の入荷状況及び卸売価格を十分勘案して承認するものとする。

(対象品目)

第4条 予約相対取引の対象となる物品は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 一定の規格若しくは、貯蔵性を有する物品
- (2) 最盛期にあつて供給事情及び価格が比較的安定している物品
- (3) 品目若しくは品質が特殊であるため需要が一般的でない物品

(卸売数量)

第5条 予約相対取引における取引単位は、取引の効率を図るためできる限り大きなものとし、卸売数量は、この取引の市場における品目ごとの合計数量が、通常の市場取引及び市場運営に悪影響を与えない範囲内でなければならない。

(取引期間)

第6条 予約相対取引における契約期間は7日以上とし、その期間内は継続して取引を行わなければならない。

(卸売価格)

第7条 予約相対取引における卸売価格は、取引の安定を図るため、当事者である卸売業者と買受人である仲卸業者又は売買参加者との協議により決定するものとする。ただし、その価格の20パーセント以内の変動幅で卸売をすることの特約をすることができるものとする。

2 卸売価格の決定にあたっては、具体的な価格とし、取引の安定のため長期間一定でなければならない。

(集荷の方法)

第8条 予約相対取引による物品の集荷は、原則として買付によるものとし、通常の市場取引に必要な集荷量とは別途に計画的に集荷し、通常の入荷量からこの取引に優先的に分荷してはならない。

(販売の相手方の制限)

第9条 予約相対取引により、当該物品の卸売を受けた仲卸業者又は売買参加者は、この契約に基づく販売の相手方以外の者に販売してはならない。

(卸売物品の表示)

第10条 卸売業者は、予約相対取引に係る物品を、他の上場物品と同一の卸売場に配列するときは、当該他の物品と区別するため、その旨を明確に表示しなければならない。

(販売原票への表示)

第11条 卸売業者は、予約相対取引による卸売をしたときは、その旨を販売原票に明示しなければならない。

(申請手続)

第12条 卸売業者は、予約相対取引の承認を受けようとするときは、予約相対取引承認申請書(別記様式第1号)に、予約相対取引契約書(別記様式第2号)の写し及び集荷計画書各1通を添付して、当該物品の取引をする3日前までに市長に提出してその承認を受けなければならない。

(申請内容の変更等)

第13条 前条の承認を受けた予約相対取引について、その内容の一部を変更しようとするときは、当該物品の取引をする2日前までに、予約相対取引変更承認申請書(別記様式第3号)を市長に提出して、その承認を受けなければならない。

2 前条の承認を受けた予約相対取引について、その全部を取り消す場合は、前項に準じて届出書を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第14条 卸売業者は、予約相対取引に係る物品の卸売をしたときは、予約相対取引実績報告書(別記様式第4号)により、毎月10日までに報告しなければならない。

附 則

この要領は、昭和50年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年6月1日から施行する。